

教育や技能訓練を提供することの必要性が強調されている。

以上に例示された慢性的貧困は全米のいたる所でみられるものである。したがってこれを打破するためのプログラムの樹立は、ひとり Pierce 郡のみならず全米の貧困対策でもある。

今日、一般社会は貧困者を無視し、彼等を理解しようとはしない。これは社会の関係諸機関の責任である。公共社会に対する将来の真の希望は各人の努力にある。金銭は1日の苦労から貧困者を解放するかもしれない、だが真の愛情や同情、および希望は、貧困から永久的に更生する支えとなるであろう。そうなって初めて増大の一途を辿る慢性的貧困を克服することができよう。まさに貧困問題はあらゆる人々の努力によってのみ解決される課題である。

Christian Science Monitor, U. S. News & World Report.

(藤田貴恵子 国立国会図書館)

社会保障こぼれ話

マレーシアの社会保険

この国は1969年4月に、従業員社会保険法（法律番号第4号）を制定した。この法律は、業務外の廃疾と業務上の一時的もしくは永久的廃疾と死亡に対する給付を定めている。従来、この国には、労働災害に対して、1952年の労働者補償条令によって、給付が支給されることになっていたが、新法の実施でその条令は廃止されることになった。また、業務外の廃疾には、1951年の従業員積立金条令が設けられていたが、この条令でカバーされた者は新法に移されることになった。

新法による制度は、漸進的な拡大方式が採用されており、当初では、従業員5人以上を雇用する事業所から実施され、将来、5人未満の事業所にも、適用が拡大される予定となっている。また、月額500ドル（海峡ドル）以上の所得を得ている者、55歳以上の者、屋内作業労働者、臨時傭い、使用者の配偶者、警官、軍人、

抑留者、浮浪者、漁夫、農民は適用を除外されている。

業務外の廃疾に対する給付は、廃疾前の60カ月のうち36カ月以上、もしくは加入後3分の2以上の期間拠出した者に支給が認められ、給付は平均賃金月額の40%を最低とし、36カ月以上の12カ月当たり1%ずつ増額され、最高は65%に制限されている。拠出期間が上述した月数以下ならば、減額年金が支給される。業務上による一時的廃疾と永久的廃疾の支給率は60%で、世話を必要ならば、年金の30%が追加される。遺族には、各種の条件により支給率が定められている。

この制度の財源は業務外の給付を労使双方の折半で負担し、業務上の給付を使用者が調達することになっている。

（平石長久 社会保障研究所）